

第3章

住生活の将来像と基本方針および施策の体系

3-1 将来像と基本方針

3-2 施策の体系



3－1 将来像と基本方針

(1) 住生活の将来像

本県では、山や海、田園といった豊かな自然に触れながら、近畿、中部の二つの大都市圏に属していることで産業活動に伴う経済性や生活の利便性を享受できる環境にあります。

また、本県には今なお旧街道沿いに昔ながらの風情のまち並みが残るなど、伝統を大切にする文化も根ざしています。

このように本県における人びとの暮らしは、豊かな自然や環境のもと、経済的、精神的な豊かさも求めることのできる恵まれた地域のなかで営むことができ、今後も豊かな住生活を創出する可能性にあふれています。

一方で、本県においても少子・高齢化が進行しており、これまで以上に、地域の中で高齢者がいきいきと暮らしていくよう、地域の人びとが互いに尊重しあいながら、共に協力し支え合うことが求められています。加えて、今般の東日本大震災は、一人ひとりの生き方や社会のあり方の再考をも促すものとなっています。

このような状況にあって、本県にふさわしい豊かな住生活の実現のためには、「住生活基本法」や、「みえ県民力ビジョン」の理念をふまえ、安全で安心できる住生活の基盤を確保しつつ、本県の個性的で魅力的な住生活の基礎を大切に磨き、人びとの豊かな住生活とともに地域への愛着を育み、地域の活力と発展につなげていくことが重要です。

このことから、「“住みたくなる” “住み続けたくなる” 快適で安全な住まいを創出し、人びとと地域の活力に資する住生活」を、本県で描く将来像とします。



豊かな自然環境



産業活動



風情あるまち並み



地域の連携

【三重県の住生活の将来像】

“住みたくなる” “住み続けたくなる”
快適で安全な住まいを創出し、
人びとと地域の活力に資する住生活



(2) 住生活に関する基本方針

将来像として掲げた「“住みたくなる” “住み続けたくなる” 快適で安全な住まいを創出し、人びとと地域の活力に資する住生活」を実現するために、本県の県政運営の基本姿勢のもと、現状の住生活の課題等を勘案し、以下の基本方針を定めます。



基本方針1 安全で安心できる住生活を支える住まいづくり

全ての県民が、安全で安心できる住生活をおくれるよう、災害に強い住まいや、高齢者も安心して住み続けられる住まいづくりをめざします。



基本方針2 地域の豊かさを実感できる住まいづくり

全ての県民が、ゆとりある住生活をおくれるよう、多様な主体の連携や地域、環境への配慮などにより、誇りと愛着のもてる豊かな住まいづくりをめざします。



基本方針3 多様な居住ニーズに応える住宅市場の整備

県民の多様な居住ニーズに応えるため、住宅ストックを有効に利用し、住まいに関する情報を活用することなどにより、適切で円滑な住宅市場の形成をめざします。



基本方針4 住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定の確保

低額所得者をはじめとする住宅確保要配慮者が、安心して住生活をおくれるよう、公営住宅のほか、民間賃貸住宅市場と連携した重層的な住宅セーフティネットの構築をめざします。

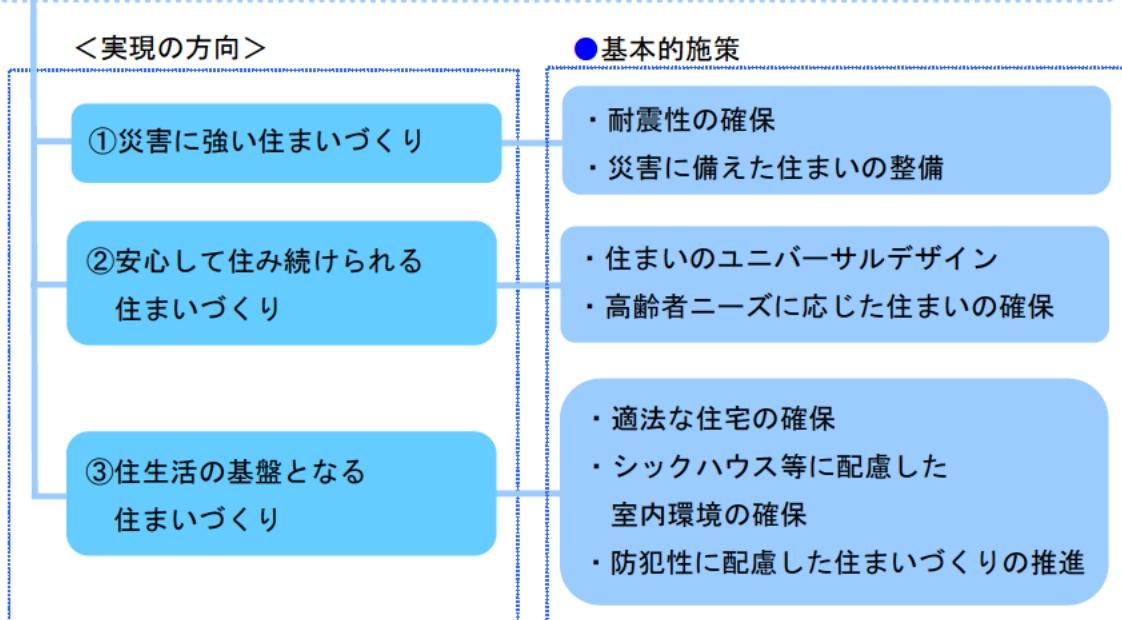
※「住まい」とは住宅単体だけでなくそのまわりの環境（居住環境）を含むものです。



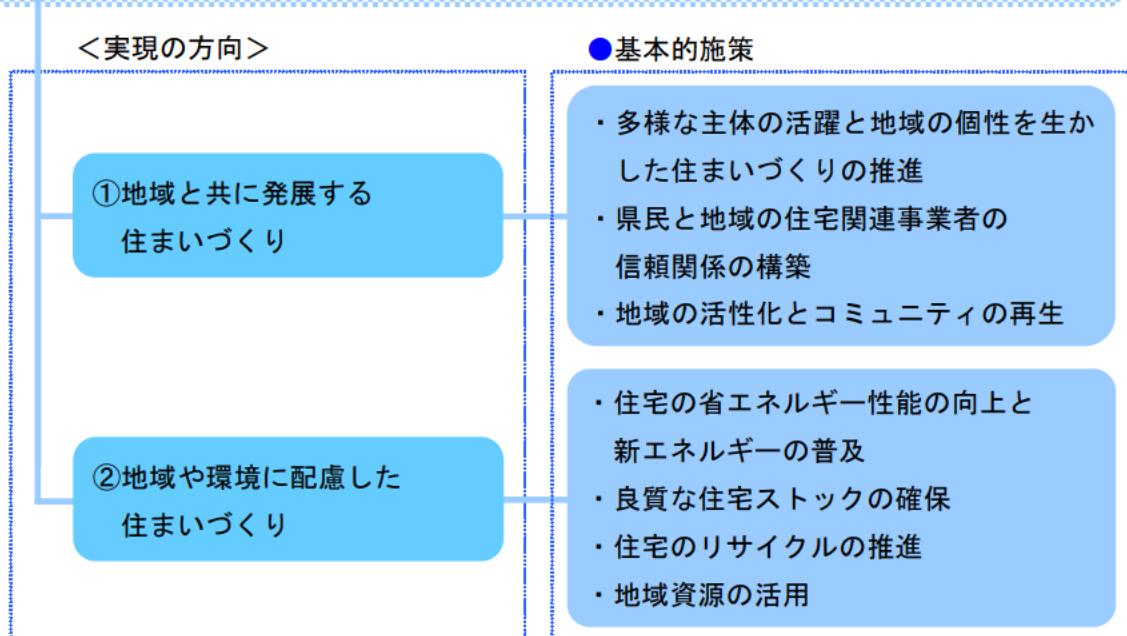
3－2 施策の体系

将来像として掲げた「“住みなくなる” “住み続けなくなる” 快適で安全な住まいを創出し、人びとと地域の活力に資する住生活」の実現をめざして、先に定めた4つの基本方針をふまえて、実現の方向とそれに対応した具体的な手法を次のように定め、施策を展開します。

【基本方針1】 安全で安心できる住生活を支える住まいづくり

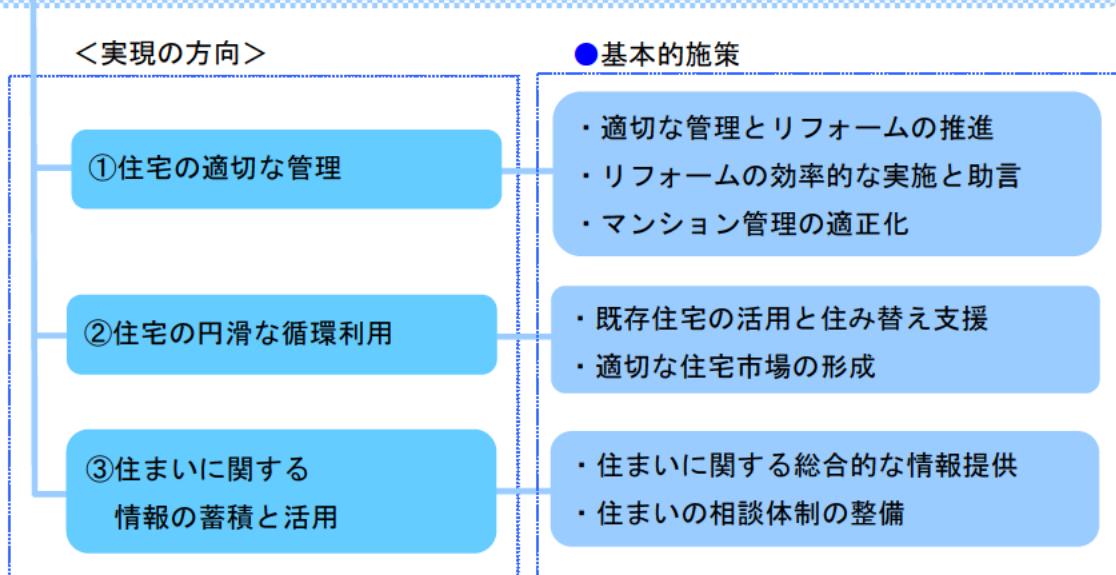


【基本方針2】 地域の豊かさを実感できる住まいづくり





【基本方針3】多様な居住ニーズに応える住宅市場の整備



【基本方針4】住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定の確保

